

国民健康保険係からのお知らせ

【問合せ】市民生活課 国民健康保険係(角館庁舎)

☎(43)33316

国民健康保険加入者が進学などに
より転出される場合は、手続きが
必要です

国民健康保険被保険者証は、住
所がある市町村で発行するため、
仙北市から転出の手続きをすると
仙北市国民健康保険を脱退するこ
とになります。

ただし、仙北市国民健康保険に
加入している方が進学や進級の機
会に転出される場合や、学生で
あった方が就職のため3月中旬に転
出される場合は、世帯主(保護者)
の申請で仙北市の保険証を発行で
きます。お近くの市役所各庁舎・
出張所の国民健康保険担当窓口で
手続きをお願いします。

また、前年も同様の手続きをし
ていた方には、関係書類を世帯主
あてに送付していますので、更新
または非該当の手続きをお願いします。

- 手続きに必要なもの／
● 学生本人の国民健康保険被保険者
証
● 在学証明書または学生証の写し
(進学の方は、4月以降に提出願
います)
- 来庁される方の本人確認書類(運転
免許証、マイナンバーカードなど)

福祉医療からのお知らせ

【問合せ】市民生活課 国民健康保険係(角館庁舎) ☎(43)33316

現在、有効期限が18歳到達以後
最初の年度末(3月31日)までの福
祉医療費受給者証をお持ちの方で、
次の該当要件を満たす場合は、申請
により新たな区分で福祉医療の助
成を受けることができます。

- 該当要件／
● 身体障害者手帳1〜3級または療
育手帳Aをお持ちの方
● 仙北市内に住民登録がある方
対象となる方へ申請についての
通知を送付しますので、お近くの市
役所各庁舎、各出張所の国民健康保
険担当窓口で手続きしてください。
なお、4月以降、申請された月の
月初めからの該当となります。
また、現在福祉医療費受給者証を
お持ちでない方で、障がい者の区分
またはひとり親家庭の区分に該当
すると思われる方や、その他不明な
点などがある場合は、市民生活課国
民健康保険係までお問い合わせせ
ください。

現在、福祉医療費受給者証をお持ち の方へ

福祉医療費受給者証をお持ちの
方で、次のような変更があった場合
は届け出が必要です。
● 加入している健康保険証が変わっ

職場などの健康保険に加入後は、
国民健康保険被保険者証は使用で
きません

就職や扶養認定などで職場の健
康保険に加入した場合、国民健康
保険被保険者証を使用して医療機
関などを受診できません。(職場の
健康保険証がまだ手元に届いてい
ない場合でも使用できません)

速やかに市役所各庁舎・出張所
の国民健康保険担当窓口で、国民
健康保険を脱退する手続きを行っ
てください。

医療機関などを受診する際は、
必ず「職場の健康保険に加入する
手続きを行っている」旨を伝え
新しい健康保険証の交付を受けた
ら、速やかに受診した医療機関・
調剤薬局へ連絡または持参して
ください。

職場の健康保険に加入後も国民
健康保険被保険者証を使用して医
療機関などを受診している場合
は、かかった医療費(仙北市が負
担した分)を返納していただくこ
とになります。



たとき

- 住所や氏名が変わったとき
- ひとり親家庭ではなくなったとき
(事実婚含む)
- 転出、死亡したとき
- 身体障害者手帳、療育手帳の等級
が変わったとき
- 受給者証を紛失、汚損、破損したと
き

受給者証の有効期限が切れたとき
健康保険証、身体障害者手帳ま
たは療育手帳(障がい者の区分で該
当している方)、受給者証、来庁さ
れる方の本人確認書類(運転免許
証、マイナンバーカードなど)を持
参し、お近くの市役所各庁舎、各出
張所の国民健康保険担当窓口へ届
け出してください。

会計年度任用職員を募集します

【問合せ】保健課(角館庁舎) ☎(43)2252

- 業務内容/事務補助(住民健へ検)
診用の物品袋詰およびラベル貼り
作業など)
- 募集人数/若干名
- 雇用期間/4月17日(月)〜28日(金)
- ※土・日曜日は、お休み。
- 勤務時間/9時〜17時(休憩1時間)
- 申込方法/ハローワークからの紹

介状と履歴書を3月31日(金)17時
まで保健課(角館庁舎)へ持参して
ください(郵送可)。
● 選考方法/面接
※面接日は、後日お知らせします。
● 申込先/〒014-0392
仙北市角館町中菅沢81番地8
保健課

令和4年度第3回文化財講習会

「大蔵観音はなぜ消滅したか」

【問合せ】文化財保護室(角館庁舎) ☎(43)33384

- 今回の講師は、北浦史談会の平岡
三郎会長です。
- 辰子姫が百日の祈願をこめた大蔵
観音。御本尊は、坂上田村麻呂が蝦
夷征伐の時に兜に入れて持ってきた
小さな千手観音像と伝えられていま
す。
- 今回は「大蔵観音」にスポットをあ
てた講習会を開催します。
- 会場の都合により、事前申し込み
とします。受講希望の方は申し
込みください。
- 日時/3月27日(月)10時〜11時30分
- 場所/市役所角館庁舎 1階
101・102会議室
- 申込受付/3月16日(木)〜24日(金)
(土・日曜日、祝日除く)
- 8時30分〜17時15分
- 定員/先着30人
- 申込・問合せ/文化財保護室
☎43-33384



角館公民館からのお知らせ

【問合せ】角館公民館 ☎(54)1110

角館東地区公民館は、地区公民館
として現在まで旧校舎は各種講座、
体育館はスポーツ活動でご利用いた
だいていますが、建設から43年が経
過し、老朽化による不具合や耐震性
の課題などが出てきています。
安心安全な利用の確保のため、利
用者の皆さまへは代替施設の提示や
今後の計画を丁寧に説明させていた
だき、当該施設の閉鎖も含めた協議
を進めています。
ご利用にあたっては、大変ご迷惑
をおかけしますが、ご協力のほどよ
ろしくお願いします。

カレンダー・おもちゃ

リサイクルプロジェクトのお礼

【問合せ】企画政策課(田沢湖庁舎) ☎(43)1112

1月4日から2月15日まで、田沢
湖、角館および西木の各市民セン
ターで「カレンダー」と「おもちゃ」
のリサイクルボックスを設置したこ
ろ、市民の皆さまから多数のご利
用をいただきました。皆さまのご協
力に感謝申し上げます。
この取り組みは、ご家庭や職場で
利用されない「カレンダー」と「おも
ちゃ」の有効活用を目的に行なったも
のです。皆さまからお寄せいただい
たカレンダーのうち、約320本を
「子どもたちのお絵かき用」として、「は
なさき仙北」に寄贈させていただきました。
残りのカレンダー約35本は、3月
末まで角館庁舎1階、市民センター
前に置いていきますので、ご自由に



たくさんのカレンダーが集まりました。
た。ご協力ありがとうございました。

仙北市では森林環境譲与税をこのように活用しています

▶ 森林環境譲与税について

問合せ▶ 仙北市農林整備課（角館庁舎） ☎ 43-2207

平成31年4月から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、毎年、基準にもとづき森林環境譲与税が仙北市に譲与されています。

この法律によって譲与税の使途が規定されており、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成および確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進とその他の森林整備の促進に関する施策の費用に充てることとされています。



▶ 森林環境譲与税活用事業について

森林所有者が管理できない場合、所有者の委託を受けて仙北市が自ら管理を行ったり、または意欲と能力のある林業経営体に再委託することで、林業経営の効率化、適正な森林管理の一体的な促進を図り、林業の持続的な発展と森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的に、次のような事業に取り組んでいます。



- 令和元年度は、地域林政アドバイザーとの協議で抽出された私有林人工林で、管理が適切に行われていない森林94.96ヘクタールについて所有者への意向調査を実施しました。
- 令和2年度は、令和元年度に引き続き366.68ヘクタールについて意向調査を実施したほか、前年度に実施した意向調査の結果、市に経営や管理を委ねることを検討したいと申し出のあった森林22.13ヘクタールの経営管理権集積計画を策定しました。
- 令和3年度は、前年度に引き続き292.44ヘクタールについて意向調査を実施したほか、令和2年度に策定した経営管理権集積計画にもとづき仙北市が経営管理権を取得。森林経営管理制度にもとづき経営が見込まれない森林について、市町村森林経営管理事業によって切り捨て間伐を実施しました。
- 令和4年度は、令和3年度に引き続き、森林経営管理制度にもとづき森林整備を実施しています。

▶ 森林環境譲与税の使途について

森林環境譲与税の活用内訳は、次のとおりです。

※金額は、各年度の決算額

事業区分	令和元年度 事業総額	令和2年度 事業総額	令和3年度 事業総額	事業内容
意向調査の準備作業	151万5千円	421万3千円	385万円	森林の現状や要整備箇所の把握、意向調査の優先順位を作成するアドバイザー業務を委託
意向調査	302万9千円	1,122万円	880万円	森林経営管理法にもとづき未整備森林所有者へ対し、アンケートによる意向調査を実施
森林経営管理権設定	—	269万5千円	946万円	意向調査の結果、市に管理を委ねたいと申し出の森林について集積計画原案策定および集積計画を実施
経営管理権設定 森林間伐	—	—	495万8千円	経営管理権を設定した森林の保育間伐（切捨間伐）を実施
林地台帳地図 作成	—	316万8千円	222万2千円	森林の所有者、所在地、面積、境界などを把握し、森林の施策推進を図るため導入している林地台帳システムの作成業務
林地台帳システム機能追加	—	398万8千円	—	森林経営管理制度にかかる機能追加
森林GIS保守 業務	—	—	36万8千円	システムの情報などを最新の情報に更新し、不具合を修正する業務
林道・作業道 維持補修	—	2,876万1千円	2,825万2千円	未整備森林の整備に必要な林道・作業道の維持管理を実施
基金積立金	2,184万7千円	2,386万9千円	2,202万3千円	今後増大すると予想される森林経営管理法にもとづく市自らによる森林整備に備えた積立
合計	2,639万1千円	7,791万4千円	7,993万3千円	

詳細については、仙北市ホームページ (https://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=3566) に掲載しています。

詳細は
こちらから▶



完全予約制によるマイナンバーカードの休日交付を角館庁舎限定で行います。希望する方は、各交付日の3日前までに電話でご連絡ください。交付場所が田沢湖・西木庁舎となっている方も受け取りが可能です。

※予約した方のみに限ります。休日受け取りの窓口は角館庁舎のみとなりますので、ご了承ください。

- 交付日時／4月1日(土)、2日(日)、8日(土)、9日(日) 9時～16時
- ※原則本人の来庁が必要です。
- 予約・問合せ／市民生活課 市民係 ☎43-2207 (各交付日の3日前まで)

マイナンバーカードの休日受け取り窓口
【問合せ】市民生活課 市民係(角館庁舎) ☎(43)33007

現在運行中の予約型乗合タクシー「よぶのる角館」は、4月1日からご利用料金が400円/回となります。

ただし、仙北市民の皆さまは、市が発行する1年間有効の「よぶのる角館 仙北市民カード」を乗車の際に運転手に提示することで従来どおりの300円に割引されます。このカードは、次の期間、角館庁舎1階特設ブースを設け交付します。ご来場の際は、運転免許証やマイナンバーカードなど、仙北市民であることが確認できる公的証明書を所持してください。

市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

● 特設ブース開設期間／3月20日(月)～31日(金)の平日 10時～16時

※4月3日(月)以降は、角館庁舎総合案内窓口で対応予定

「よぶのる角館」の運営変更と市民割引について
【問合せ】企画政策課(田沢湖庁舎) ☎(43)11112

国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できます

問合せ：大曲年金事務所 ☎0187-63-2296

国民年金保険料の納付について、2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easyなどによる納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付が利用できるようになりました。

※ PayBについては、金融機関などが提供するアプリを含む。詳細は、PayBのホームページ (<https://payb.jp/finance/>) をご覧ください。

- 利用時必要なもの／
▶ 納付書 ▶ スマートフォン ▶ 決済アプリ
 - 対象決済アプリ(五十音順)／
▶ auPAY ▶ d払い ▶ PayB ▶ PayPay
- ※ d払いは、株式会社NTTドコモの登録商標です。

- スマホ決済の流れ／①決済アプリをダウンロード ②氏名・生年月日などを登録 ③納付書に記載されているバーコードを読み取る ④決済内容を確認 ⑤パスワードを入力

※バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書など)については、ご利用いただけません。
※各決済アプリの使用方法などについては、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。

